

条件付一般競争入札 入札説明書

大阪・光の饗宴実行委員会

入札参加者は、この「条件付一般競争入札 入札説明書（以下「入札説明書」という。）」のほか、入札公告及び「条件付一般競争入札心得（以下「入札心得」という。）」の内容を遵守するとともに、「契約書（案）」及び「仕様書」等その他の契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札を行うこと。

1 入札公告等の交付

「入札公告」及び「入札説明書」など、入札に参加するために必要となる資料（以下「入札公告等」という。）を、大阪府ホームページ（以下、「ホームページ」という。）に掲載し、交付する。

2 入札公告に対する質問回答

(1) 質問

ア 質問期間と回答日

入札公告に掲載し、公表する。

イ 質問方法

質問書（様式第2号）により電子メールにより行うこととし、それ以外の方法は認めない。なお、必ず電話で到達を確認すること。

質問内容には、入札参加希望者の氏名等が特定できる内容を記入しないこと。記入がある場合は、回答を行わないので注意すること。

(2) 回答

ホームページに掲載し、公表する。

回答には、重要事項等が含まれることがあるため、定期的に回答の内容を確認すること。

回答の内容を確認しなかったことにより入札参加者が被る損失について、大阪・光の饗宴実行委員会（以下、「委員会」という。）は一切の責めを負わない。

3 入札参加資格

入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次に掲げる要件とする。

(1) 「入札公告」に定めた入札参加資格をすべて有している者であること。

(2) 令和7・8・9年度大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿「その他警備（種目コード068）」に登録されていること。

(3) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

- エ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被
補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得
ていない者
- カ 破産手続開始の決定を受けて復権得ない者
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32
条第 1 項各号に掲げる者
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手
続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 33 条第 1 項の再生
手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関
係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成 14 年法律第 154
号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申
立てをなされている者（同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要
綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融
機関から取引の停止を受けている者その他の経営状況が著しく不健全であると認めら
れる者でないこと。
- (5) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。
- (6) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県に
おける最近 1 事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (7) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (8) 物品・委託役務関係競争入札参加資格審査申請書（添付書類等を含む。）又は資格
審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事項について
記載をしなかった者でないこと。
- (9) 「入札公告」の公告の日から開札の日までの期間において、次のアからエまでのい
ずれにも該当しない者であること。
 - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者
 - イ 大阪府入札参加停止要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者
 - ウ 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関す
る規則（令和 2 年大阪府規則第 61 条）（以下「暴力団排除措置規則」という。）第 3
条第 1 項に規定する入札参加除外者（(3)キに掲げる者を除く。）、同規則第 9 条第 1
項に規定する誓約書違反者（(3)キに掲げる者を除く。）又は同規則第 3 条第 1 項各
号のいずれかに該当すると認められる者（(3)キに掲げる者を除く。）
 - エ 大阪府との契約において、談合等の不正行為があつたとして損害賠償の請求を受け
ている者

4 連絡事項の確認

当該入札の保留、延期又は取り止め若しくはその入札に関する重要事項等を連絡する
場合があるので、ホームページを定期的に閲覧し、内容を確認すること。

なお、内容を確認しなかったことにより入札参加者が被う損失について、委員会は一
切の責めを負わない。

5 入札書参加申出書及び入札書の提出

入札参加者は、入札参加申出書（様式第 3 号）及び入札書（様式第 4 号）（以下「入札
書等」という。）を提出しなければならない。

- (1) 入札の日時及び場所
「入札公告」による。
- (2) 提出方法等
 - ア 入札参加者は、入札書等をホームページからダウンロードするものとする。
 - イ 入札参加者は、入札参加申出書を電子メールにより提出するとともに、必ず電話で到達を確認すること。
 - ウ 入札参加者は、入札書を開札日に開札場所において提出すること。（※別紙「入札心得」参照）
 - エ その他詳細は、入札心得によるものとする。

6 入札参加の辞退

- (1) 入札参加者は、入札書参加申出書の提出後、入札執行（開札）までの間は、入札を辞退することができる。ただし、一旦、辞退した場合は、それを撤回し、又は当該入札に参加することができない。
- (2) 入札を辞退するときは、入札辞退届（様式第5号）を入札執行（開札）までに委員会に持参するか、到着期限までに届くように郵送するものとする。
- (3) 辞退届を提出後は、当該辞退届を撤回できない。
- (4) 入札を辞退した者は、これを理由として不利益な扱いを受けることはない。
- (5) 入札を辞退した者は、入札参加申請の期間中であっても、当該入札には、再度参加することはできない。

7 入札執行の保留、延期又は取り止め

入札執行の前又は執行中に、次の各号のいずれかの事由が生じ入札の執行が困難又は執行すべきでないと認められるときは、入札執行を保留、延期又は取り止め（以下「保留等」という。）する場合がある。

なお、保留等により入札参加者が被った損失について、委員会は一切の責めを負わない。

- (1) 天災地変等により郵便不着、遅延等の事由が発生したとき。
- (2) 入札執行を保留等すべきと判断するに相当する談合その他不正行為に関する情報が、有力な証拠をもって通報されたとき。
- (3) その他、実行委員会がやむを得ない事由により入札執行を保留すべきと判断したとき。

8 調査の実施

7(2)により、入札執行を保留等したときは、必要に応じて公正入札に係る調査を行う。この場合、入札参加者は調査に協力しなければならない。

9 入札金額

落札者決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「契約希望金額」という。）をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

10 入札保証金

入札心得第5条の規定による。

11 開札の日時及び方法

(1) 開札の日時及び場所

入札公告による。

(2) 開札の方法

ア 開札は入札担当者が、入札書を確認の上、入札結果を発表する。

イ 開札の立会いは、入札担当職員以外の職員が行うものとする。

ウ 開札の傍聴は、入札心得第11条の規定による。

12 再度の入札

開札をした結果、落札者とすべき者がいないときは、再度の入札を行う。再度の入札は、入札心得第16条の規定による。

13 入札書の無効

入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者が提出した入札書並びに入札心得及び入札公告等において示した条件等入札に関する条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において入札参加資格のない者の提出した入札書は無効とする。

また、無効の入札書を提出した者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

14 落札者の決定方法

入札心得第14条の規定により、落札者を決定する。

なお、落札者は、開札後、事後審査を行った後決定するため、落札者の決定までに日時を要する。

15 事後審査

開札の結果、落札者の決定を保留した上で、予定価格の制限の範囲内（最低制限価格を設けたときは、最低制限価格以上の価格で予定価格の制限の範囲内）で最低の価格を提示した者を落札候補者とし、落札候補者に対し、入札参加資格を審査（以下「事後審査」という。）する。事後審査の結果、入札参加資格を有しないことが明らかとなった者の行った入札は無効とする。

(1) 事後審査の内容

事後審査申請書（様式第6号）（以下、「審査申請書」という。）及び事後審査資料（以下、「審査資料」という。）等により、落札候補者について入札参加資格の有無について審査する。

(2) 事後審査の方法等

ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とし、落札候補者についてのみ開札後、事後審査を実施する。

イ 開札後、速やかに、落札候補者に対して、落札候補者に決定した旨を連絡する。

落札候補者は、提出期限までに審査申請書及び審査資料を提出しなければならない。

なお、提出がない場合は失格とする。

審査資料は、次のとおり

- 警備法第4条の認定を受けていることを証する認定証の写し（府の区域外に主たる営業所を有する者にあつては、警備法第4条の認定を受けていることを証する認定証の写し及び大阪府公安委員会に同法第9条に基づき提出している届出書の写し）
 - 警備業務検定（雑踏警備業務）の1級検定の合格証明書の交付を受けている者を2名以上保有していることを証する証明書の写し
 - 入札参加資格に定める履行実績を確認できる警備実施結果報告書等の写し
 - 委託費内訳明細書（積算根拠となる内訳明細書：様式自由）
 - （共同企業体で参加の場合、上記資料に加えて）
 - 共同企業体構成表、協定書、共同企業体使用印鑑届
 - 委任状
- ウ 落札候補者が同額により2者以上あるときは、入札心得第15条により落札候補者順位を決定し、その順位に従い事後審査を行う。
- エ 事後審査の結果、入札参加資格があると判断した落札候補者を落札者とする。
- オ 事後審査の結果、落札候補者に入札参加資格がないと判断したときは、直ちに、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者（以下「次順位者」という。）を落札候補者とし、事後審査を行う。
- なお、次順位者が2者以上あるときは、前記ウと同様の方法により事後審査の順位を決定し、その順位に従い事後審査を行う。
- カ 前記オは、落札者を決定するまで繰り返すものとする。
- キ 上位順位の者の資格が有効であると確認された場合は、次順位者以降の事後審査を行わない。

(3) 事後審査の結果通知

事後審査の結果については、事後審査結果通知書により通知するものとする。

(4) 事後審査の不服申し立て

事後審査で、入札参加資格が無い旨の通知を受けた者は、通知日の翌日から起算して、3日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く）までであれば、委員会に対して、入札参加資格が無い旨の理由の説明を求めることができる。なお、説明を求める場合は、事後審査結果不服申立書（様式第7号）を事後審査申請書の提出先に提出しなければならない。

16 契約手続等

(1) 契約書

契約書を作成するため、落札者は、契約書に記名押印し、落札決定の日の翌日から起算して10日以内に委員会に提出しなければならない。但し、委員会の承諾を得た場合は、この期間を変更することができる。

落札者が期間内に契約書を提出しないときは、落札者としての権利を失い、委員会は契約を締結しないことがある。

(2) 誓約書

落札者は、暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書を、落札決定後速やかに「入札公告」に示す提出先へ提出（郵送又は持参）しなければならない。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しない。また、誓約書を提出しない入札参加資格者に対し、入札参加停止等の措置を行う。

- (3) 落札決定の日から契約締結の日までの期間において、次のうちアに該当した者とは契約せず、イからウに該当した者とは契約を締結しないことがある。
- ア 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けた場合又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当した場合
- イ 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当した場合
- ウ 大阪府、大阪市または委員会を当事者の一方とする契約で、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた場合
- (4) (1)後段及び(3)の規定により委員会が契約を締結しないときは、入札心得第5条に定める違約金を委員会に支払わなければならない。この場合、委員会は一切責めを負わない。

17 契約保証金

入札心得第17条の規定による。

18 実施上の留意事項

- (1) 入札に参加するための費用は、入札参加者の負担とする。
- (2) 入札参加申出書に虚偽の記載を行った者が提出した入札書は無効とし、無効の入札書を提出した者を落札者とした場合は、落札決定を取り消す。
- (3) 本入札における入札参加資格の審査及び確認は、開札後「落札候補者」についてのみ実施する。
- (4) 提出した書類の返却は行わない。
- (5) 入札書の提出者が無い場合は、入札執行を取り止める。